

はじめに



本市は、平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」にのっとり、平成18年3月に平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、本計画の基本理念である「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間を前期基本計画期間として各種施策を計画的に推進してまいりました。

この間、国においては「児童虐待の防止等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」の制定を通じ、男女共同参画に係る様々な施策が実施されており、男女共同参画意識や女性の社会進出などが推進され、あらゆる分野で活躍する女性が増えてきております。

しかしながら、現実には、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行などが依然として存在するなど改善すべき課題も多くあります。

また、女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアルハラスメント等、女性の人権を侵害する事例も顕在化してきており、男女共同参画社会が実現されているとは必ずしも言い難い状況も見受けられます。

このような社会状況を踏まえながら、前期基本計画の取組の成果を検証しこの度、平成23年度から平成27年度までの後期基本計画を策定いたしました。

本計画は、男女平等社会を実現していく上で克服すべき重要な課題であるドメスティック・バイオレンスの根絶に向けた取組として「配偶者暴力相談支援センター」機能の取組を新たな施策として位置付けるなど、これまで以上に男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指すものです。

どうぞ市民の皆様におかれましても、本計画の趣旨を御理解いただき、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りました、男女平等推進審議会委員をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

平成23年3月

朝霞市長 富岡 勝則